

## 諮問書

佐市情シ第 87号  
平成24年10月24日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行

佐賀市長  
秀島敏行

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、  
下記のとおり貴審査会の意見を求める。

### 記

#### 1. 諮問事項

監視カメラ設置事業における、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否について

#### 2. 諒問理由

サーバー室は個人情報や機密性の高い情報を管理しており、システムへの不正侵入や、情報の盗難及びデータの改ざんが行われると、行政運営に著しい支障をきたす。

そこで、サーバー室を監視し、セキュリティを確保する事を目的として、犯罪等の抑止効果が期待できる監視カメラを設置する。

#### 3. 所管課

情報システム課

#### 4. 設置時期

平成18年3月

#### 5. 監視カメラの概要

##### (1) 設置場所・施設

・佐賀市役所本庁舎サーバー室に設置する。

サーバー室は、申請に基づき情報システム課が許可したシステム保守業者及びシステム担当の市職員など、本人確認ができた人のみ入室が可能な施設である。

また、サーバー室入口扉は、静脈認証登録をしている市職員及び佐賀市役所に常駐している運用保守業者のみが開錠でき、入退室記録を管理している。

(2) 設置台数

- ・サーバー室 2 室にそれぞれ 3 台ずつ、計 6 台設置する。

(3) 撮影する画像及び保存方法

- ・監視カメラ撮影範囲内に動体を検知した場合、自動的に撮影を開始する。
- ・撮影された画像は、情報システム課内に設置している監視カメラ管理端末のハードディスクに記録される。
- ・記録された画像データは 1 年間保存後新しい画像データで上書き若しくは消去する。

(4) 掲示及び通知

- ・サーバー室入口に監視カメラ作動中である旨の表示を行うこととする。
- ・サーバー室入室許可者に対し、監視カメラが作動中であること及びパスワード等の操作者識別情報が記録される可能性があることを通知する。

6. 記録データの取り扱い

- ・「サーバー室監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理責任者及び監視カメラ取扱者を定める。
- ・記録データの取り扱いは、監視カメラ管理責任者及び監視カメラ取扱者のみが行う。

7. 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「サーバー室監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

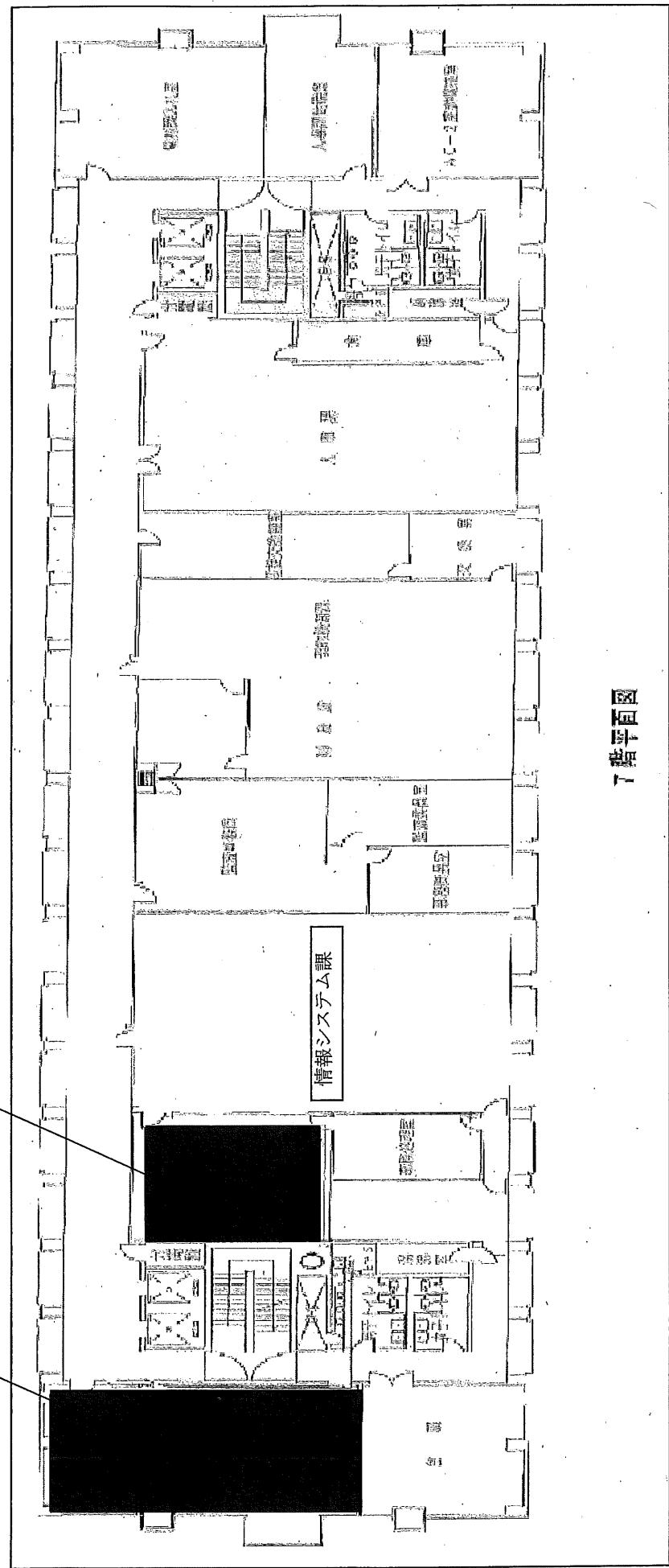
また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

### 監視カメラ位置図

監視カメラは本庁舎サーバー室2室にそれぞれ3台ずつ、計6台設置している（下図丸印位置参照）。  
画角は左右43度であるが、パン動作（カメラ首振り）により合計163度の範囲を表示可能である。

西側サーバー室

情報システム課側サーバー室



**7階情報システム課側サーバー室**

**カメラ1設置状況**

---

---

---

---

---



**7階情報システム課側サーバー室**

**カメラ2設置状況**

---

---

---

---

---



**7階情報システム課側サーバー室**

**カメラ3設置状況**

---

---

---

---

---



7階西側サーバー室

カメラ1設置状況

---

---

---

---

---

---



7階西側サーバー室

カメラ2設置状況

---

---

---

---

---

---



7階西側サーバー室

カメラ3設置状況

---

---

---

---

---

---



## サーバー室監視カメラ運用基準

### (目的)

第1条 この基準は、情報システム課が所管する中央処理装置等の設置施設（以下「サーバー室」という。）のセキュリティ確保等を目的として設置する監視カメラの運用について、佐賀市個人情報保護条例（平成17年10月1日条例第20号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (監視カメラ管理責任者等)

第2条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、情報システム課長とする。
- 3 取扱者は、情報システム課職員の中から、管理責任者が指名する。
- 4 管理責任者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び記録される映像データ及び音声データ（以下「記録データ」という。）の適正な取り扱いに努めなければならない。

### (監視カメラの設置に係る措置)

第3条 管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、監視カメラを設置するに際して、次の措置を講じなければならない。

- (1) 監視カメラは、サーバー室に設置することとし、サーバー室入口に監視カメラ作動中である旨の掲示を行うこと。
- (2) 管理責任者等は、サーバー室入室許可者に対して監視カメラが作動中であること及びパスワード等の操作者識別情報が記録される可能性があることを通知すること。
- (3) 監視カメラの管理端末（以下「管理端末」という。）の設置場所については、情報システム課内に設置することとし、管理責任者等の許可無く操作することを禁止すること。

### (記録データの保管)

第4条 管理責任者は、記録データについて、次の措置を講じなければならない。

- (1) 記録データは管理端末に保管することとし、記録データにアクセスできる者を限定すること。
- (2) 記録データの保管期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は1年以内とし、管理責任者が別に定めること。ただし、条例第8条ただし書きに基づく目的外利用及び外部提供（以下「目的外利用等」という。）を行う場合には、保管期間を延長することができる。
- (3) 保管期間経過後は速やかに映像の消去を行うこと。

- (4) 記録データは撮影時の状態のままで保管すること。
- (5) 記録データを管理端末外への持ち出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他、記録データの不正利用、外部流出、改ざん及び逸失等を防止するために必要な措置を講じること。

(記録データの目的外利用等に伴う措置)

第5条 管理責任者は、記録データの目的外利用等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録保存しておかなければならない。

- (1) 利用等の日時
- (2) 利用等の目的
- (3) 利用し又は提供される者
- (4) 利用等をする画像の範囲

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

#### 附 則

この基準は平成24年11月1日から実施する。